

奈良県の高年齢者雇用確保措置の実施状況について (平成 24 年 6 月 1 日現在の高年齢者雇用状況報告より)

奈良県内 31 人以上規模企業の、平成 24 年 6 月 1 日現在の高年齢者雇用状況報告を基に、高年齢者雇用確保措置^{※1}（以下、「雇用確保措置」という）の実施状況を取りまとめました。概要は以下の通りです。

【集計結果の主なポイント】

1. 雇用確保措置の実施状況

- 平成 24 年 6 月 1 日現在、31 人以上規模企業 901 社^{※2}のうち、雇用確保措置の実施企業の割合は 96.0%（前年比 1.8 ポイント上昇）。
 - ・ 中小企業^{※3}は 95.7%（同 1.8 ポイント上昇）
 - ・ 大企業^{※3}は 100.0%（同 1.6 ポイント上昇）

2. 希望者全員が 65 歳まで働ける企業等の状況

- 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業^{※4}の割合は 56.0%（同 1.4 ポイント上昇）。
 - ・ 中小企業は 57.1%（同 1.8 ポイント上昇）
 - ・ 大企業は 16.7%（1.9 ポイント上昇）
- 「70 歳まで働ける企業」^{※5}の割合は 20.5%（同 0.1 ポイント減少）。
 - ・ 中小企業は 20.8%（同 0.3 ポイント減少）
 - ・ 大企業は 16.7%（同 1.9 ポイント上昇）

3. 定年到達者の継続雇用状況

- 過去 1 年間に定年退職を迎えた人（1,786 人）のうち、継続雇用を希望しなかった人は 355 人（19.9%）、継続雇用された人は 1,418 人（79.4%）、基準に該当せず離職した人は 13 人（0.7%）。

希望者全員の継続雇用制度により確保措置を講じている企業では、過去 1 年間に定年を迎えた人（722 人）のうち、継続雇用された人は 617 人（85.5%）。

基準該当者の継続雇用制度により確保措置を講じている企業では、過去 1 年間に定年を迎えた人（814 人）のうち、継続雇用された人は 583 人（69.6%）、基準に該当せず離職した人は 9 人（1.5%）。

4. 今後の取組

- 雇用確保措置が未実施の企業もまだあり、更に平成 25 年度には、改正高年齢者雇用安定法が施行されるため、周知の徹底を図るとともに、希望者全員が 65 歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう強力な指導を実施し、引き続き雇用確保措置の定着を図る。
- 年金支給開始年齢の引上げも踏まえ、65 歳までの雇用確保を基盤としつつ、何らかの形で 65 歳を超えて 70 歳まで働ける企業の増加を図る。

- ※1 事業主は、雇用する高年齢者の 65 歳までの安定した雇用確保のため、定年制度の廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置を講じなければならない（高年齢者雇用安定法第 9 条第 1 項）。なお、定年の引き上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金支給開始年齢の引き上げに合わせて引き上げられ、平成 25 年 3 月 31 日までは 64 歳、平成 25 年 4 月 1 日からは、65 歳となる。
- ※2 高年齢者雇用安定法第 52 条第 1 項により、事業主は 6 月 1 日現在の定年及び継続雇用制度の状況等を厚生労働大臣に報告することとされており、今般、当該報告を提出した 31 人以上規模企業 901 社について、雇用確保措置の実施状況を集計。
- ※3 中小企業…31 人～300 人以下の規模企業。大企業…301 人以上の規模企業。
- ※4 定年制度の廃止、65 歳以上の定年、希望者全員 65 歳以上継続雇用される制度のある企業。
- ※5 定年制度の廃止、70 歳以上の定年、70 歳以上継続雇用（希望者全員又は基準に該当する者を対象）される制度のある企業のほか、企業の実績に応じて何らかの仕組みで 70 歳以上まで働くことができる制度のある企業。

1 雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

① 報告企業数

報告企業数については、本年6月1日時点の高年齢者雇用状況報告書を提出した31人以上規模企業は901社。うち中小企業は841社、大企業は60社。

② 雇用確保措置の実施状況

本年6月1日時点の31人以上規模企業901社における雇用確保措置の実施状況を取りまとめた結果、実施済み企業は901社中865社で、96.0%（前年比1.8ポイント上昇）。また、51人以上規模企業では589社で、97.4%（同1.7ポイント上昇）。

一方、雇用確保措置を未実施である企業は36社で4.0%（同1.8ポイント減少）。また、51人以上規模企業では16社で、2.6%（同1.7ポイント減少）。

(2) 企業規模別・産業別の状況

雇用確保措置の実施済み企業の割合を企業規模別に見ると、中小企業における割合は805社で、95.7%（前年比1.8ポイント上昇）。大企業における割合は、60社で100.0%（同1.6ポイント上昇）となっている。

また、産業別に実施済み企業の割合を見ると、企業数の多い産業で、「製造業」「医療、福祉業」が平均よりもやや高いが、「卸売、小売業」は平均よりもやや低い。

(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置実施済み企業865社のうち、現在の義務年齢である64歳を上限とした企業は65社で、7.5%となっている。

高年齢者雇用安定法の義務化スケジュールを前倒しし、65歳以上を上限とした企業（定年の定めのない企業を含む）は800社で、92.5%（前年比1.0ポイント上昇）となっている。

(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済み企業865社のうち、

① 「定年制度の廃止」の措置を講じた企業は24社で、2.8%（同0.6ポイント減少）

② 「定年の引上げ」の措置を講じた企業は155社で、17.9%（同0.5ポイント上昇）

③ 「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は686社で、79.3%（同0.1ポイント上昇）となっている。

(5) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度を導入した企業 686 社のうち、

- ① 希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は 355 社で、51.7% (同 0.2 ポイント減少)
- ② 対象となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は 331 社で、48.3% (同 0.2 ポイント上昇) となっている。

2 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業 (定年制度の廃止、65 歳以上定年、希望者全員 65 歳以上継続雇用制度の導入のいずれかを実施) は 505 社、56.0% であり、前年比 1.4 ポイントの上昇となっている。

規模別に見ると、

- ① 中小企業は 480 社で、57.1% (同 1.8 ポイント上昇)
 - ② 大企業は 25 社で、41.7% (同 4.2 ポイント減少)
- となっており、特に中小企業での取組が進んでいる。

(2) 「70 歳まで働ける企業」の割合

「70 歳まで働ける企業」 (定年制度の廃止、70 歳以上定年、70 歳以上までの継続雇用制度 (希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度) の導入、企業の実情に応じて何らかの仕組みで 70 歳以上まで働くことができる制度の導入のいずれかを実施) は 185 社、20.5% であり、前年比 0.1 ポイントの減少となっている。

規模別に見ると、

- ① 中小企業は 175 社で、20.8% (同 0.3 ポイント減少)
- ② 大企業は 10 社で、16.7% (同 1.9 ポイント上昇) となっている。

3 定年到達者の動向

過去1年間の定年到達者1,786人のうち、継続雇用を希望しなかった者の数(割合)は、355人(19.9%)、定年後に継続雇用された者は1,418人(79.4%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は13人(0.7%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は99.1%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は0.9%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ① 希望者全員を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者722人のうち、継続雇用された者の数(割合)は617人(85.5%)
- ② 基準該当者を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者814人のうち、継続雇用された者の数(割合)は583人(71.6%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は9人(1.1%)となっている。

4 改正高齢法施行前と比較した高年齢労働者の動向

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約1万1千人であり、雇用確保措置の義務化(平成17年)と比較すると、約7千5百人増加している。

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約1万3千人であり、法改正による31人以上規模企業の調査開始当初(平成21年)と比較すると、約3千人増加している。